

第 11 回「経営トップ合同会議」議案書

開催日時:平成 22 年 10 月 28 日(木) 14:00~17:30

議 事 14:00~16:30

懇親会 16:30~17:30

開催場所:TOC 有明 コンベンションホール

目 次

1. 今迄の活動経緯と第7次TAプロジェクトにおける課題について	- 2 -
2. 第7次TAプロジェクトの検討経緯及び成果報告について	- 4 -
(1)TAプロジェクト「取引ガイドライン」の普及啓発活動状況について	- 4 -
(2) TA 情報化分科会の活動報告について	- 6 -
1) SCM 統一伝票の報告について	- 6 -
2) 繊維ファッション産業のSCMに関する情報化の研究会報告について	- 10 -
(3) 海外製品ビジネス研究会の活動報告について	- 12 -
(4) 「知的財産権に係わる契約書の在り方(マニュアル)」の策定について	- 17 -
3.今後の進め方について	- 20 -
(1)TAプロジェクト「取引ガイドライン」の普及・啓発活動の実施	- 20 -
(2)「取引ガイドライン」に基づく情報の共有化について	- 20 -
(3)「SCM 統一伝票」実運用に向けての進め方について	- 21 -
(4)「取引ガイドライン」第二版の改訂について	- 21 -
「経営トップ合同会議」委員名簿	- 22 -

1. 今迄の活動経緯と第7次TAプロジェクトにおける課題について

「経営トップ合同会議」を立ち上げた平成15年当時は、繊維ファッション産業界では、全くと言って良いほど契約の概念が存在しておらず、「つぶやき・ささやき」に代表される曖昧で不透明な取引が横行していた。お互いに信頼関係が希薄な取引では、各段階がそれぞれリスクを取らざるを得ず、無駄な在庫が多く存在していた。一方で、QRのシステムは買い手側にとって都合の良い仕組みに変貌し、多くの売り手企業は、厳しい単価と納期、過剰なサービス業務等、過当競争下の中で対応することを余儀なくされ、生産性の低下を招く結果となった。

このことから、SCMを推進するためには、取引の正常化に取り組むことが、何よりも先決する事項であり、このことを解決することによりSCMの進展をもたらすことになるかと判断をし、平成15年5月に「経営トップ合同会議」を立上げ、WGとして「TAプロジェクト」を発足させ課題解決策の検討を開始したのである。

このTAプロジェクトでは、取引の正常化に向けた取引のルールを検討するだけでなく、今後SCMを進めて行くのに必要な「情報の共有項目」やそれを進める手順等についても検討を行ってきた。

その成果として、平成16年9月には「生地取引に関する取引ガイドライン」（以下ガイドラインとする）を策定した。「ガイドライン」では、取引の具体的な手順を示した業務条件確認項目、情報の共有化を進めるために最低限必要とされる情報共有項目、個別契約である発注書に記載すべき項目等が定められたのである。

それ以降、布帛製品・ニット製品・副資材・ユニフォーム製品等の「ガイドライン」と「間接取引及び品質問題に関する責任範囲」の取決めを策定したが、平成19年に策定してきた5つの「ガイドライン」と2つの取決めについての再検証を行うと共に、新たに取決めた事項を加え、「取引ガイドライン第二版」を策定したのである。

この「経営トップ合同会議」は、設立当初から「自ら範を示し約束を守る」という趣旨に賛同した企業24社が参加してスタートしたが、今では64社の参加を見るに至っている。参加企業は「ガイドライン」に基づいた基本契約書の締結について率先して実施しており、現在では、基本契約書の締結に向けての障壁は殆ど無くなってきている。これは参加企業が売り手・買い手の立場を超えて実践してきた成果であると言える。

このようなことから、SCM構築に必要とされる取引に関するインフラ整備が終わり、繊維製品の生産供給に関わる取引における問題が発生しても、概ね問題解決が図れるという共通の認識を持つに至ったのである。

「経営トップ合同会議」を立ち上げた平成15年から平成21年までの活動は、取引慣行の整備と繊維産業界の生産供給に関する「ガイドライン」を策定し、業界全体への普及活動を行ってきた。また、「品質問題」「TAR間の取引問題」「情報の共有」等の課題についても検討を進めてきたが、ここまでの活動は一つの区切りとして「第1期TAプロジェクト」としたのである。

さて、「第2期TAプロジェクト」がスタートした「第10回経営トップ合同会議」の残された課題は以下の通りであった。

(1)「ガイドライン」の普及・啓発活動の実施

「第2期TAプロジェクト」の重点事業である「ガイドライン」の普及啓発活動は、取引の正常化だけではなく、企業と企業との新たな取組みを目指す活動でもあり、業界全体へ浸透を図ることで繊維ファッション産業界の全体最適を目指したSCM推進になるものである。このようなことからTA間の実務者および各業界団体、諸官庁等、官民一体となって普及啓発活動を推進していく。

(2)TA 情報化分科会の活動について

EDI 取引を前提とした仕入・納品伝票のフォーマット化の検討及び「SCM 統一伝票」(以下統一伝票とする)の実運用に向けた取組みと、「ガイドライン」に示している「計画情報の共有化と同期化」「将来の情報化に向けた国際標準の調査・検討」についての検討。

(3)「海外製品ビジネス研究会」の設置について

第 6 次 TA プロジェクトの「海外縫製品ビジネス研究会」で検討し取決めた業務条件(案)について、アパレル企業の参加の下で更なる検討を行い、海外縫製品ビジネスにおける最低限の必要とされる取引のルールや、時代に対応した商社・アパレル間の取引に係わる OEM の「ビジネスモデル」の検討。

(4)「知的財産権に係わる契約書の在り方(マニュアル)」の策定について

トラブルの発生を未然に防止するツールの一つとして、知的財産権に係わる「①原材料・設備購入契約書、②製造委託・製品売買契約書、③共同開発契約書、④ライセンス契約書、⑤外部委託・職務発明契約書、⑥請負契約書」等の各種契約書を作成する際に必要とする基本的な必須条項・条文および主要な留意事項等について、事例を用いた解説書(マニュアル)を策定。

以上であった。

これら残された課題について、今回の「第 11 回経営トップ合同会議」で検討した経緯等について報告するものである。

2. 第7次 TA プロジェクトの検討経緯及び成果報告について

(1) TA プロジェクト「取引ガイドライン」の普及啓発活動状況について

(平成 22 年度聴き取り調査報告)

1) 調査概要

- ① 調査実施時期:平成 22 年 6 月～8 月
- ② 調査目的: ・「ガイドライン」の実践・進捗状況の実態把握
・「ガイドライン」の実践の啓発・普及促進
・取引に係わる新たな課題の把握
・ビジネスの実情把握
・その他
- ③ 調査対象企業:経営トップ合同会議参加企業(63 社)

業 種	企業数
アパレル	11
商社	9
生地卸商(コンバーター)	2
テキスタイル	11
副資材卸商	5
ニット製品メーカー	1
染色加工業	3
ユニフォーム関連(アパレル、商社、百貨店)	15
流通	6

2) 調査総括

- ① 平成 16 年に「ガイドライン」が策定された以後、売買基本契約書の締結を含め、取引条件等について違和感なく当事者間で交渉を進めることが出来る環境になった。(取引先も理解してくれる)
- ② 「契約書」に関する概念が一般化したものの、ビジネス環境の改善が遅れていること等の影響もあり、「売り手」から「買い手」に対して契約書の締結を申し出る動きが停滞している傾向がある。(言い出し辛い)
- ③ 総合商社では総じて「売買基本契約書」の締結概念が徹底しており、内部統制・コンプライアンス(下請法含む)・製品の安心、安全も含め、適正な取引の推進(透明化)に向けてのマニュアルを整備し定期的な社内研修も行っている。
- ④ 仕入先に対し「下請法」の遵守を取引の基本的な考えであるとする企業が一般的になってきている。特に決済条件については期日 CASH で取引する企業が増加している。しかし、一部の取引における決済条件は依然として期日の長い手形取引(150 日以上)も存在している。

- ⑤ 今日のビジネス環境の中、取引先からは多品種・小ロット・短納期での発注が日常的になり、品質管理面や小口運送費用等の費用を含め、厳しい対応を余儀なくされている事態も発生している。反面、未引取り品等の問題は減少してきている。
- ⑥ 今回の調査では、未だ歩引き取引を行っている企業も存在していた。然しながら、一部企業では、長年に亘り存在していた歩引き取引慣行を見直し全廃した。
- ⑦ 委託加工取引を主体とする染色加工業は「ガイドライン」の実践に伴い、第一線の経営職や実務担当者の取引に関する意識が変わり、決済条件や運送費、サンプル費用等の個々の取引条件(業務条件)について、取引先と事前に協議を行い、取決めるケースも多くなってきた。

3) 調査結果に基づく今後の課題

現状のビジネスにおいて、旧態依然の取引慣行である「歩引取引」が未だ存在していた。「歩引取引」は、取引者間双方が合意の上で、この取引条件に関する契約が交わされ、且つ、適切な会計処理が行われていれば、現行の法規約等に照らし、特に問題になる取引であるとは認識されていない。

しかしながら、現状行われている「歩引取引」は、買い手側から売り手側に対する一方的な代金の減額要請と疑われる取引も多く見受けられる。「下請法 第4条第1項第3号」親事業者の遵守事項で、親事業者が行ってはならない行為として「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」と規定されている。

また独占禁止法では取引者間における「優越的地位の濫用」行為が規定されており、取引者間で双方が納得する形で合意されたのかが論点となる。「歩引取引」は代金の減額に繋がる面が強く、同時に業務的にも極めて不効率である取引形態であると言わざるを得ない。

当協議会としては、今後この様な旧態依然の不条理な取引と認識している「歩引取引」の廃止に向け、経済産業省および関係機関と協力して取り組む考えである。

4)調査結果

* 別冊に調査した企業の調査結果を前年度と対比して報告。

(2) TA 情報化分科会の活動報告について

1) SCM 統一伝票の報告について

① 検討背景について

「ガイドライン」は SCM 構築を推進するための取引のルールだけでなく、「情報の共有化」を進めるために必要最低限の項目や発注書に記載すべき項目等についても取決めていく。

優先課題であった取引の環境整備が概ね整ってきたことから、第 6 次 TA プロジェクトでは、将来の EDI 取引を前提とした「情報の共有化」の第一ステップとして、TA 間の「仕入・納品伝票」のフォーマット化を進めるための議論をスタートさせた。第 7 次 TA プロジェクトでは、第 6 次 TA プロジェクトでの議論をふまえて、TA 間の「仕入・納品伝票」のフォーマット化をめざした「統一伝票」の作成と、その具体的運用と実施策についての取り組みを行った。

② 参加企業(20 社)

ア パ レ ル(6 社):イトキン(株) (株)オンワード樫山 (株)サンエー・インターナショナル
(株)三陽商会 (株)レナウン (株)ワールド
商 社(5 社):伊藤忠商事(株) 住金物産(株) 蝶理(株) 丸紅(株) モリリン(株)
生 地 卸 商(2 社):瀧定大阪(株) タキヒヨー(株)
副 資 材 卸(4 社):清原(株) (株)三景 島田商事(株) テンタック(株)
テキスタイル(3 社):東レ(株) 帝人ファイバー(株) 中伝毛織(株)

③ 第 6 次及び第 7 次 TA プロジェクトで明らかになった事項

i) TA 間には多種多様な「仕入・納品伝票」が存在

流通・アパレル間では既に「仕入・納品伝票」として「百貨店統一伝票」「チェーンストア統一伝票」が策定されている。然しながら、TA 間では、記載する情報項目は概ね共通しているものの、書式・サイズ・枚数等は各社各様の仕様で運用されている。

1社で数種類の伝票を必要としている企業もあり、サプライヤーは取引先数以上の伝票を使い分けて業務を行っている。

ii) 不統一なTA間の「仕入・納品伝票」は、各社の業務効率を阻害

仕入・納品という基本業務では、多種多様な伝票が存在することは、各企業にとっては非効率で大きな障害¹となっている。

iii) 国際会計基準では伝票が必要となるケースが想定される。

2015 年に導入を予定されている国際会計基準では売上計上が検収基準となるため、着荷証明として伝票が必要となる場合が想定される。

iv) 情報基盤の企業間格差が大きい。

TA間の情報基盤は未だに企業間格差が大きく、帳票類のペーパーレス化に取り組んでいる企業が多くなりつつあるものの、業界全体としては紙・伝票を中心とした取引が主流となっている。

¹ 伝票発行時の印刷伝票のつけかえ作業、情報項目の配置が違うための読み取りミス、サイズ不揃いのための保管効率の悪さ、伝票のコスト高等があげられる。

v) 企業の情報基盤は、自社内効率化を目的に構築

各企業の情報基盤は、自社内の効率向上を最優先として構築されている。また、業界標準もないため企業間のシステム連携は、多くは買い手企業からの要請で行われていることが多い。要請を受けた企業は、買い手企業のシステムに対応をせざるを得ない。また、汎用性もないため1対1の連携が多く、企業によっては幾つものシステムが存在している。

vi) 業界としての「情報項目やフォーマットの標準化」が望まれる

各企業が行っている企業単独・内部型のシステム化は、企業における様々な事業や業務の効率化を進めてきたが、それも限界に達しつつある。今後は、急速な経済のグローバル化の進展に伴い、企業間における取引の更なる円滑化が重要となってきた。そのためには、IT を活用した「情報の共有化」が不可欠であり、全体最適を目指した「情報項目やフォーマットの標準化」の取決めが必要となってくるのである。

④ 統一伝票導入のメリット

- i) 将来の電子化に向けたステップのスタートとなる。
- ii) 伝票業務の標準化による業務効率の向上(ex.伝票読み取り精度の向上)
- iii) 伝票作成作業時間の短縮(ex. プリンター用紙変更回数減)
- iv) 伝票サイズの統一による伝票保管効率の向上

⑤ 検討経緯について²

情報化分科会の活動は下記の通り。(分科会 6回、業種別ミーティング 2回)

第9回分科会:平成21年11月19日(木)14時-17時 9-F会議室
①第10回経営トップ合同会議の答申内容について
②「統一伝票」のフォーマットの検討
③今後の進め方について
第10回分科会:平成21年12月9日(水)14時-17時 9-F会議室
①「統一伝票」のサイズ・伝票枚数・各伝票の名称等について
②「統一伝票」のサンプルについて(現物サンプル(初版)配布)
③企業コードについて
第11回分科会:平成22年2月4日(木)14時-17時 9-E 会議室
①「統一伝票」のフォーマットの検討
②現物サンプルの検討
③運用オペレーションについて
第12回分科会:平成22年3月4日(木)14時-17時 9-E 会議室
①「統一伝票」に関する決定事項の確認
②実運用に向けての課題について
③スケジュールについて

² 第6次TAプロジェクトでは、第1回(平成21年2月24日)~第8回(10月8日)を開催

<p>第 13 回分科会:平成 22 年 3 月 25 日(木)14 時-17 時 9-E 会議室</p> <p>①「売上傳票2または請求明細書」押印なしの運用について</p> <p>②「統一伝票」のサンプルについて(現物サンプル(2010.3 版)配布)</p> <p>③伝票の販売について</p>
<p>第 14 回分科会:平成 22 年 4 月 22 日(木)14 時-16 時 9-E 会議室</p> <p>①「生地・原材料伝票」と「副資材伝票」の統合について</p> <p>②「統一伝票」の価格について</p> <p>③今後の進め方について</p>
<p>業種別ミーティング:平成 22 年 6 月 17 日(木)14 時-16 時 9-E 会議室</p> <p>(アパレル・副資材)</p> <p>①各社の現状について</p> <p>②運用上の課題について</p> <p>③今後の進め方について</p>
<p>業種別ミーティング:平成 22 年 7 月 29 日(木)15 時-18 時 FISPA 会議室</p> <p>(オンワード・副資材)</p> <p>①「統一伝票」に向けたオンワード説明会の状況について</p> <p>②「統一伝票」への記入項目・記入の説明、質疑・応答</p>

⑥ 分科会で取決めた「SCM 統一伝票」の内容

<p>(1) 統一伝票の名称・種類・伝票枚数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称は『SCM 統一伝票』とし、「製品」と「原材料・副資材」の 2 種類 ・伝票枚数は、5 枚とする *受取る側は、5 枚全てを受取り、受取り拒否をしない。 <p>(2) 伝票サイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドットタイプ(複写式):変形 B5 サイズ(10 インチ×6 インチ) (印刷用の送り穴を切り取ると、横:定型封筒に入る大きさ、縦:6 インチ) ・レーザータイプ(連写式):B5/A4 サイズのいずれかから自由選択 <p>(3) 伝票の各ページの名称とカラー</p> <p>①仕入伝票 1 (ネイビー) ②仕入伝票 2 (レッド) ③受領書又は着荷証明書 (パープル) ④売上傳票 1 (オレンジ) ⑤売上傳票 2 又は請求明細書 (グリーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> *レーザータイプ(連写式)プリンターの場合は色分けはしなくても良い。色分けする場合には、上記色分けとする。 *③受領書又は着荷証明書には、単価・金額・合計金額を表記しない。

(4) 伝票番号の桁数・印刷

・6桁とする。

・伝票番号は事前印刷しない。

(5) 伝票単位線の表示

伝票名	数量	単価	金額
製品	整数	小数第1位	整数
原材料・副資材	小数第2位	小数第2位	整数

(6) ⑤売上传票2又は請求明細書の運用

・作業効率等を考慮し、「押印なし」での運用を行う。

*法的には請求書に押印の必要はなく、すでに伝票レスの動きもある。

(7) 雑貨についても「製品伝票」を活用する。

⑦ 今後の課題について

i) 情報共有化の第一歩として、将来の EDI 取引を目指したTA間の「仕入・納品」のフォーマット化に取組み、情報項目を整理した上で、ペーパーレスや業務の効率化を推進する「統一伝票」を実現することが出来た。

今後は、次のステップである製造工程における「情報共有化」を進めるためにも、各企業が「統一伝票」を実際に使用し実践することが重要である。

ii) 関連業界団体への普及活動

「経営トップ合同会議」参加企業だけでなく、各段階の企業も積極的に「統一伝票」を使用することが、結果として、業界全体の情報の共有化に繋がることから、関連業界団体のご理解をいただき、傘下の会員企業への普及活動をお願いしたい。

2) 繊維ファッション産業のSCMに関する情報化の研究会報告について

第7次TAプロジェクトでは、「ガイドライン」に示している製造工程における情報の共有化を具体化するため、多くの企業が国内外を問わず使用できる標準装備されたツールはどのようなものがあるのか、また、繊維ファッション産業に関する国際標準の有無等についての調査・研究が必要とされた。

上記の内容を踏まえて、「TA 情報化分科会研究会」を平成22年7月22日に開催した。

① 研究会の考え方と背景について

昨年の「第10回経営トップ合同会議」では、将来のEDI取引を前提とした「情報の共有化」の第1ステップとして、「統一伝票」のフォーマット化と具体的運用と実施計画等について検討を行った。分科会ではフォーマット化についての具体策が出来た段階で、「ガイドライン」で決めた「情報共有項目」を具体的に活用するための検討を行うこととした。検討するにあたっては、その手段としてITを使用することとしたのである。

日本の多くの企業は、海外の企業同様に、自社製品を生産するための必要な部材の調達方法は、自社の企画、品質、仕入価格等の基準に合うものを、世界の何処からでも調達する方向になりつつある。

一方、国内では大手企業を中心に、EDI化・伝票レス化を目指した動きが加速しているが、企業単体での動きが殆どで、企業における業務等の効率化は限界にきている。更に、日本も2015年までに導入が予定されている国際会計基準(IFRS)に沿った決算報告が必要とされており、各企業は、それに伴う運用等について、システム面の見直し・変更も必要となる可能性を視野にいれることが生じてきた。

世界の経済環境は想像を超えたスピードでグローバル化が進んでいることを考えると、国内外に対応した基本インフラが必要となってくるであろう。国内外を問わず使用できる標準装備されたツールはどのようなものがあるのか、繊維ファッション産業に関する国際標準の有無等についての調査・研究が必要である。

② 繊維産業における「情報の共有化」の現状について

企業間のEDI取引は、納品・請求、仕入れ・支払いにおける「情報の共有化」をはじめとして、受発注を含む製造工程における「情報の共有化」を進めている企業が多くなりつつある。然しながら、取引のルールが定まり実践しているにも関わらず、「情報の共有化」は各社各様のプラットフォームでの活用になっている。

各社の情報基盤は自社内の効率を最優先として整備されており、企業内、企業間其々についての業務系や情報系と言われるシステム³を装備はしている。各企業のシステム化の進捗度は格差が大きく、且つ、企業独自の基盤によるものが殆どである。

また、過去には経済産業省を中心に「業界標準」についての議論や業界として必要であるとされた幾つものシステムが策定されたが、現在では、殆ど実施されていないのが実情である。

各企業はITを活用した「情報の共有化」の必要性は理解しているものの、自社の情報基盤を最優先するため、仮に業界標準となる新たなシステムを作り上げたとしても、接続するための費用やその費用対効果を考えると総論賛成で各論は参加せずというのが今迄の実情である。

③ 今後の課題について

第7次TAプロジェクトで取り組んできた「統一伝票」の具体的運用と実施を踏まえて、将来のEDI取引を前提とした「情報の共有化」について、国内外に対応した基本インフラとなるべきものはどのようなものがあるか、世界の繊維ファッション産業企業が使用しているインフラはど

³ 資料「現状における情報共有化の全体像」参照

のようなものか、それぞれのインフラの利便性・経済性等について経済産業省等の支援を仰ぎながら検討を行うことが必要である。

また、仮に各国で共通インフラとして使用されているものがあれば、それに関連した管理・運用等についての調査も必要となると考えている。

(3) 海外製品ビジネス研究会の活動報告について

1) 検討背景について

平成21年から中国を中心とした海外現地生産におけるアパレルとのOEMビジネスの現状の様々な課題の解決策について、受注者である製品商社の実務担当者による「海外縫製品ビジネス研究会」を立上げ協議を開始した。

この研究会では、受注者である製品商社が、安心・安全な商品を安定的に供給することや省資源・環境保護の視点に立ち「ロスやムダ」を削減・排除した取引の在り方、言い換えれば「無駄な商品を作らない」・「作られた商品が無駄にしない」を行動指針とし、「消費者・買い手・売り手」の三方が満足を得られる取引の在り方等について検討を行った。

その成果として、平成 21 年 10 月に開催した「第 10 回経営トップ合同会議」において、当研究会で合意した「取引に関連する業務条件についての“取り決め(案)”」を答申した。

その結果において、OEMに係わる業務条件の取り決めについては発注者の立場であるアパレル企業の実務担当者に当研究会に委員として協議の場に加わり、さらに検討を進めることが不可欠であるとの結論に至った。

以上の経緯を踏まえ、発注者であるアパレルの実務担当者に協議の場に加わって頂き、「海外縫製品ビジネス研究会」を「海外製品ビジネス研究会」と改称し、旧研究会で合意した業務条件についての“取り決め(案)”について検証、検討を進め、OEM取引における最低限の取引のルール化と時代に対応した OEM 取引の「ビジネスモデル」の構築することを目的に協議を進めた。

2) 参加企業

アパレル(6社):

イトキン(株) (株)オンワード樫山 (株)サンエー・インターナショナル
(株)三陽商会 (株)レナウン (株)ワールド

製品商社(9社):

伊藤忠商事(株) 住金物産(株) 田村駒(株) 蝶理(株) 豊島(株) NI 帝人商事(株)
丸紅(株) 三菱商事(株) モリリン(株)

3) 研究会の基本的な考えと方向性

① 消費者の満足度向上を共通の目的

商品のサプライヤーとして受発注者がお互い何をすれば、「消費者に良質で安心・安全な商品を満足頂ける価格で提供する」ということを共通の目的とし、協議を進める。

② 「マーケットイン」と「プロダクトアウト」の柔軟な対応

「マーケットイン」への過剰な対応は、商品供給者に「多品種・小ロット・短納期」での対応を必要以上に要求することで、品質の維持・確立や余剰在庫品の発生等に影響を及ぼしている状況を見直し、品質管理・リードタイム等、生産の本来のあるべき姿を原点とし協議を進める。

③ 省資源と地球環境保護の推進

リサイクルの原点は省資源と環境保護にあり、リサイクルを行うことによる必要以上のエネルギー消費や CO2 の発生は本末のあるべき姿とは言えないと考える。現在、繊維産業界では様々なリサイクルに対する取組みが行われているが、課題の障壁が高く具体的な

成果を上げているとは言い難い。その様な状況を踏まえ「ガイドライン」の基本的な考えである、取引における様々な「ムダやロス」の削減・排除等、要するに「もったいない」の考えそのものが省資源・環境保護に向けての原点であるとの考えに立ち協議を進める。

④ 「ガイドライン」の理解・活用

「ガイドライン第二版」で取決めた各々の条件項目の標準的内容と照合し協議を進める。また、取引における当該者間の「情報共有のあり方」についても協議を進める。

⑤ 製品商社、アパレル間の業務内容の相互理解

課題の解決策を講じるためには取引における当該者の「機能・役割・責任」を明確にすることが重要である。そのためにはお互いの業務を理解した上で、各々の解決策について協議を進める。

4) 検討経緯について

本研究会は下記の日程により、検討を進めた。

第1回研究会:平成22年2月25日(木)14時~16時 TFTビル9-F 会議室 1. 発足主旨について 2. 研究会の基本的な考え方について 3. 本研究会の今後の進め方について
第2回研究会:平成22年4月13日(火)14時~16時 TFTビル9-E 会議室 1. 業務条件の取り決め事項(案)について ①「海外縫製品ビジネス研究会」で明らかになった課題 ②業務条件の取り決め事項(案)について
第3回研究会:平成22年5月26日(水)14時~16時 TFTビル9-E 会議室 1. 業務条件の取り決め事項(案)について ①前回の議論をふまえた改訂について ②その他検討事項について
第4回研究会:平成22年6月23日(水)14時~16時 TFTビル9-F 会議室 1. OEM取引に係わる業務条件の取り決め項目について(取り纏め) ①前回の議論をふまえた改訂について 2. その他 (1)「SCM統一伝票」について (2)今後の進め方について

5) 研究会で合意した取り決め事項

①OEM取引に係わる業務条件の取り決め項目(案)について

・「ガイドライン 第二版」の「3. 2業務条の取り決め項目」に新たに「OEM取引関連」の項目を設け、業務条件の取り決めを行う。

業務条件項目	協議・確定すべき標準的内容	
責任所在の原則について	製品に関する責任所在の原則については完成品組み立て製造会社とその納入業者に有するものとする。従って、発注者であるアパレルとの相対する取引においては、受注者にその責任が所在する。	
品質検査基準について	<p>①品質検査機関について</p> <p>相対する取引先より、公的検査機関での検査を要求された場合には、公的検査機関の選択は受注者に一任することを基本とする。</p> <p>②試験要領及び試験成績報告書について</p> <p>外衣類及び中衣類の表生地規格(染色堅牢度、寸法変化率、物性)については、日本工業規格である「JIS L 4107(一般衣料品)」の評価項目、基準値及び試験方法に準拠し、管理することが望ましい。</p>	
確認サンプル品(製品管理基準)に関する取り決めについて	①確認サンプル品(製品管理基準)について	受注者は量産仕掛り前に確認サンプル品を発注者に提出し、量産(最終スペック)についての合否判定を受け、その判定結果に基づいた確認サンプル品を製品管理基準(外観・縫製)とする。なお、確認サンプル品とは量産に仕掛かる前に作成した先上げの製品を示す。
	②発注者に係わる責任主体と責任範囲についての取り決め、および作業手順	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者から発注者に提出した確認サンプル品について、発注者は合格、条件付合格、不合格および、その他量産に係わる必要事項(補正事項含む)等を確認サンプル品チェックシート(サンプル検査連絡表)に記載する。なお、確認サンプル品チェックシートの記載項目を含むフォーマットについては発注者が主体となり作成する。 ・合否判定の結果、合格品となった確認サンプル品は取り外し不可能なフック付のカバー(袋)に入れる。 ・カバーに入れた確認サンプル品に確認サンプル品チェックシートおよび仕様書を添付し、受注者に返却する。
第三者検品(外部検品、検針含む)に関する取り決めについて	①検品方法に関する取り決めについて	発注者の指定による検品機関での検品、及び検品検査官の縫製工場への派遣による検品、また受注者に一任する検品等、検品方法について該当者間で事前に協議し取り決めを行う。
	②検品範囲(検品対象品)に関する取り決めについて	全量検品、抜き取り検品等、検品を必要とする検品範囲について、該当者間で事前に協議し取り決めを行う。なお、取り決め条件があるにも関わらず、受注者が不良品の流失防止等を目的に自主的に検品を行う行為については受注者の裁量に一任する。

	<p>③ 検針に関する取り決めについて</p>	<p>検針に係わる責任主体は基本的には製造者およびその商品の納入業者に有するが、検針方法等について該当者間で事前に協議し取り決めを行う。また、製造者およびその商品の納入業者は検針実施の内容について記録し、保管する義務を負うものとする。なお、保管期間は該当者間で取り決める。</p>
	<p>④ 第三者検品(検針含む)に関する費用分担の取り決めについて</p>	<p>第三者検品(検針含む)に係わり発生する費用の分担について、該当者の機能・役割に応じた費用の分担を基本とし、該当者間で事前に協議し取り決めを行う。</p>
	<p>⑤ 保証および損害補償に関する取り決めについて</p>	<p>合格品の判定を受け、その後の流通段階等で外観および縫製を要因としてクレーム・損害が発生した場合には該当者間で補償を含む対応について協議する。</p>
<p>品質表示に関する取り決めについて</p>	<p>① 発注者は発注者の責任において製品に表示する内容(原産国表示・組成表示・絵表示・サイズ表示・ケア表示等)に関し、国が定めた法律規制を遵守し表示しなければならない。なお、品質表示に関し、受注者は表示に係わる品質データ等を発注者に事前に提供する義務を有するものとし、表示内容について該当者間で協議し取り決めを行う。</p>	<p>② 受注者の不正行為、また不適正な表示に係わる品質データ等の提供を要因にクレーム・損害が発生した場合には受注者の責任を前提に該当者間で補償を含む対応について協議する。</p>
	<p>* 品質表示に関わる定められた法律規制とは次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法(・繊維の組成、・取扱い絵表示、・撥水性、・表示者名) ・不当景品類および不当表示防止法・薬事法(製品の広告・宣伝を行う際、同法に抵触するか注意する必要がある。特に特定の効能等を広告・宣伝するケースには注意が必要である。) 	
<p>製品の安全性に関する取り決めについて</p>	<p>① 発注者は発注者の責任において製品の安全性に関し、国が定めた法律規制、および行政指導を遵守し、製品管理を行わなければならない。同様に、受注者は受注者の責任において製品の安全性に関し、国が定めた法律規制、および行政指導を遵守し、製品を製造しなければならない。</p>	<p>② 法律規制および行政指導に対する違反行為を要因にクレーム・損害が発生した場合には、その発生要因の主たる行為を行った該当者の責に帰する事を前提に、該当者間で補償を含む対応について協議する。</p>
	<p>* 法律規制および行政指導とは次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律規制「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」 ・行政指導「有害物質：①ホルムアルデヒド(樹脂加工)、②蛍光増白加工、③柔軟加工、④衛生加工」 	

<p>契約数量に関する増減産数の許容範囲について</p>	<p>①受注者は表生地の裁断が完了した時点他、各生産工程において生産予定数量の把握に努め、適時発注者にその状況を報告することとし、受発注者双方の販売機会損失の防止や不良在庫(ムダ・ロス)の削減、排除に努める。</p> <p>②契約数量を基準にした増減産数の許容範囲について、該当者間で事前に協議し取り決めを行なう。なお、契約数量の多寡により許容範囲については考慮する必要があるが、契約数量の±5%以内を目処とする。また、許容範囲内における生産増分については、発注者が引き取ることを前提に協議する。</p>
<p>不合格品の取扱いについて</p>	<p>①検品工程他において補修を必要とする商品及び合否に関し、最終決定を発注者に委ねなければならない商品等を検出した場合には、その該当商品を発注者に提示し、該当者間で当該商品の取り扱い等について協議し、取り決めを行う。</p> <p>②同協議・取り決めの際し、納入不可(不合格品)となった商品の取り扱いについては、発注者である企業の信用・信頼およびブランド価値を損なわない対応を第一義とし、また、省資源・地球環境保護の視点より当該商品の破棄・焼却処理を極力控え、発注者が当該商品を引き取り、ファミリーセールやアウトレットにて販売する等、環境負荷の低い方策が採られることを推奨する。</p>

6) 今後の課題について

本研究会では百貨店向けビジネスを中心とするアパレルと製品商社間の「OEM 取引」に関する業務条件について協議し取り決めを行ったが、もう一方の主要なビジネスである GMS や専門店向けの「OEM 取引」については今回の協議の対象範囲に含まれていない。当然のことながら、当ビジネスについても同様な協議が必要であることは言うまでもない。今後は、実取引をしている個々の企業の事業戦略や方向性の違いも考慮した上で、研究会への参加要請も含め最終的な判断をしたいと考えている。

(4) 「知的財産権に係わる契約書の在り方(マニュアル)」の策定について

1) 検討背景について

今日では、「知的財産権」を適切に運用することはビジネスを行う上での基本であると同時に事業戦略の一環としても極めて重要な位置付けにあると認識されている。しかしながら、ビジネスの現場においては契約書の不備等による様々なトラブルも発生しており、業務の円滑な遂行に支障をきたしているケースも見受けられる。また、「知的財産権」は運用如何によっては被害者にもなり、また加害者にもなるという両面を有する「諸刃の剣」とであると言える。

その様な状況を踏まえ、トラブルの発生を未然に防止するツールの一つとして、知的財産権に係わる各種契約書に必要とする基本的な必須条項・条文および主要な留意事項等について、事例を用いた解説書(マニュアル)の策定に向けての検討を開始した。

2) 課題等の把握、整理について

検討を進めるにあたり、当協議会で開催している各企業の法務関連部署を始め、関係する部署の実務担当者を対象とした「法律相談セミナー」を活用し、取引現場における知的財産権に係わる課題等を把握、整理した。

なお、開催した「法律相談セミナー」の講義テーマについては次の通りである。

- ① 第1回:「訴訟事例から見た基本契約書の在り方」について
- ② 第2回:「訴訟事例から見た知的財産権の検証」について
- ③ 第3回:「知的財産権に関する契約法務の整理」について
- ④ 第4回:「債権の保全と回収ノウハウ」について

3) 検討経緯について

当協議会の緒方延泰顧問弁護士を主幹として、策定に向けての協議、検討を進め、必要とする知的財産権に係わる契約書の在り方について次の通り分類、整理した。

① 契約類型について

(存在する知的財産について)

- i. ライセンス契約
- ii. 知的財産権譲渡契約

(存在していない知的財産について)

- iii. 共同開発契約
- iv. デザイン等の製作委託契約

② 業務フローモデルにおける知的財産契約の所在について

A) (企画段階)デザイン制作～

- i. 使用生地 of 意匠
- ii. ロゴ(製作外部発注)
- iii. キャラクター(外部既存)
- iv. プリーツ等形状(製作)
- v. カラーデザイン
- vi. 商品名

B).生地製造発注

- i. 染色加工技術の共同開発
- ii. 染色方法についての技術導入

C) 縫製加工委託

- i. 縫製技術導入

③ パーツとなる条項について

項目	具体的内容
<p>(1)守秘義務条項 (ロゴの製作を外部発注する際には、他社への情報漏洩防止が必要)</p>	<p>①対等条項か片務条項か ②「秘密」の範囲の特定(一般的除外規定以外に、対象特定の方法として) ・コンフィデンシャル表示 ・ジャンル限定 ・管理性要件 以上の組み合わせ ③違約時のペナルティー ・解除だけではペナルティーにはならない ・損害額みなし、推定条項 ・違約金 ④開示だけの禁止の可否 ・転用禁止特約 ・同種事業遂行禁止特約(第三者遂行への関与の禁止)</p>
<p>2)知的財産権取得禁止条項 (発注した生地デザインを発注先が勝手に意匠出願してしまうケースがある)</p>	<p>①出願禁止約定 ・対象特定の困難性 ・万一出願してしまっている場合の引渡条項(冒頭出願に関する近時の最高裁判例では引渡しを認めているが限界あり)</p>
<p>(3)知的財産権取得条項</p>	<p>①出願権帰属確認条項 ・発明者および創作者を特定 ・原始的帰属の確認となる～税務 ・対象の特定</p> <p>②出願権移転条項 ・出願権の移転～税務 ・対象の特定</p> <p>③共同出願条項 ・出願手続きの維持に関する意思決定方法 ・出願手続き費用の負担割合 ・審査手続きに関する代理人選定 ・競合他社へのライセンス制限</p>
<p>(4)知的財産権留保条項</p>	<p>知的財産権関連契約により、「固有の知的財産権、外部から導入した知的財産権」の使用についての制約が文言上かかってしまうことがある。これを除外する規定が必要となる。</p>

項目	具体的内容
(5)使用許諾条項	①対象特定 ②排他性の有無/登録の有無 ③解消時のライセンス物品の取扱い ④監査～特にロイヤルティーが数量ベースの場合 ⑤違約時のペナルティー
(6)競合品取扱い禁止条項	①特許ライセンスに関しては、一定範囲で独占禁止法上の違法性が阻却される
(7)侵害品対応条項	①侵害疑義品の通報義務 ②侵害疑義品に対する権利行使義務 ③侵害疑義品に対する権利行使に伴うコスト負担
(8)倒産リスク対応	①権限の接読 ②情報の隔離、移転

4) 検討結果および今後の進め方について

①「知的財産権」に係わる関連機関、企業による取り組み実情等の環境について

- i. 織産連は「知的財産権保護推進委員会」を立ち上げ活動している。
- ii. JETRO は「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」を設置し、知的財産に関する保護問題等に取り組んでいる。
- iii. 一部の企業においては「知的財産権」に関する社内規定の制定や研修会等を実施し、周知徹底が図られている。
- iv. 「知的財産権」に関する専門書やマニュアル書が既に多く上梓されている。

②検討結果および今後の進め方について

上記の実情等を踏まえ、「知的財産権」に関する課題解決に向けては、2)で述べた具体的な事例を検証し、対応策を実務担当者に直接的に教示する「法律相談セミナー」が、解決を図るための有効的な手段であると再確認した。

従って、ガイドブック(マニュアル書)の策定については一時見送りすることとし、今後も「知的財産権」に関する課題については、これまでと同様に、緒方顧問弁護士にスーパーバイザーをお願いし、引き続き検討を進める考えである。

3. 今後の進め方について

(1) TA プロジェクト「取引ガイドライン」の普及・啓発活動の実施

平成 16 年 9 月に「生地取引に関する取引ガイドライン」を策定してから7年が経過した。この間、経済産業省を始め、各関係機関の支援を頂き、説明会等の実施を行ってきた。「ガイドライン」については参加企業を中心に、繊維産業各段階の代表的な企業にも徐々にではあるが浸透してきた。しかしながら、繊維産業の中枢をなす中小企業では、未だ「ガイドライン」が周知徹底されておらず、基本契約書の締結をしないまま取引を行いトラブルとなった事例が幾つか生じていることは誠に残念なことである。

また、今回の聴き取り調査において、取引の透明性を阻害する恐れのある旧態依然とした「歩引き」の取引慣行が未だ存在している事も判明した。当協議会では下請法を遵守することを宣言し「歩引き」取引慣行の廃止を訴えて来たが、今後も「ガイドライン」の聴き取り調査の実施や普及活動を行っていく中で「歩引き」の悪しき慣行の是正を訴えて行く。

(2) 「取引ガイドライン」に基づく情報の共有化について

「ガイドライン」では、取引のルールを取決めるだけでなく、繊維ファッション産業界の SCM を進めるための要素も取り入れたルール作りが必要であるという観点から検討を行ってきた。従って、取引の条件について取決める「業務条件確認項目」や「情報の共有化」について取決める「情報共有項目」、発注に関わる項目等を定めており、これらの三点セットで取引を進めるよう取決めている。

昨年の「経営トップ合同会議」では「情報の共有化」について議論を進めることで合意し、その最初の事業として、将来の EDI 取引を前提に、仕入・納品伝票のフォーマット化について議論を行ってきた。その結果「原材料・副資材」と「製品」における仕入・納品に関する伝票のフォーマット化についての取決めを策定した。今後は、統一されたフォーマットでの伝票を使用することが重要であり、そのことによって、製造工程の情報の共有化に向けた具体的な第一歩を進めることになるのである。

次なる情報の共有化は「ガイドライン」で定めている「情報共有項目」を具体的に活用することについての検討を行うことである。現在は、各社各様での情報基盤を持ち、1 対 1 での情報共有を進めているが、多くは買い手企業の情報基盤を活用するため、売り手企業にとっては、幾つもの情報基盤との接続を行わなければならない、導入費用や人的確保等の負荷は大きくなりつつある。

このことを解決するには業界標準といわれる基盤の活用が必要とされている。我が国の繊維ファッション産業界では、経済産業省を中心に幾つもの基盤整備事業を実施し、必要とされた多くの基盤が策定されたが、現在使用されているのは僅かなものである。

各企業では自社の情報基盤整備を最優先に行ってきたが、業界標準と言われる共通の情報基盤の必要性は理解できても、業界標準といわれるプラットフォームに接続するための費用も莫大であり、費用対効果等を考えると現実的には難しく、結果的には進まなかったのである。

前述のように、グローバル経済が進展し資材の調達方法も大きく変わってきていること等を考えると、共有出来る情報基盤を使うことは重要なこととなってきている。調査結果にもよるが、国内取引は勿論のこと、海外との取引でも、安価で使える情報基盤があるのか無いのか、仮にあったとすればそのメリットとデメリット、運営上の問題点等のことについて、TA プロジェクトで調査し検討することが必要である。

1) 提案の背景

- ① TA プロジェクトのこれまでの成果として、取引ルールの明確化
- ② 我が国のファッション産業の事業のグローバル化への対応
- ③ 我が国のファッション産業の会計のグローバル化としての IFRS(国際会計基準) 対応

2) 提案の目的

我が国ファッション産業における EDI を活用した取引の効率化の可能性について検討を行う。

3) 実施内容(案)

① 現状の実態調査

経済産業省の支援と協力を仰ぎ、諸外国における標準 EDI の活用状況に関する調査を行う。具体的には、欧州、米国、アジア地域などにおける標準 EDI の活用状況について明らかにするために、グローバルプレイヤーや各地の業界団体に対するヒアリング調査を行う。

また、改めて、我が国における標準化を目指した各種の EDI についての現状と課題について明らかにするために、会員企業へのヒアリングとアンケート、業界団体へのヒアリングを実施する。

② 我が国のファッション産業における、標準 EDI の活用可能性に関する検討

現状の客観的な実態調査を踏まえた上で、我が国のファッション産業における標準 EDI の是非やあり方、現実の適用可能性について検討する。

以上の事項について、様々な観点から、今後のファッション産業の標準 EDI の活用の方向性についての検討をとりまとめ、提言書を作成する。

(3) 「SCM 統一伝票」実運用に向けての進め方について

①「統一伝票」の普及促進について

「経営トップ合同会議」の合意を得てから、製品伝票及び原副材料の「統一伝票」の作成に取り掛かり 11 月中旬以降から実施する。

②「統一伝票」の販売について

「統一伝票」の販売については、「当協議会ホームページ」を活用し販売を行う。

(4) 「取引ガイドライン」第二版の改訂について

「取引ガイドライン第二版」は第 1 次 TA プロジェクトから第 4 次 TA プロジェクトにおいて協議し取り決めた「取引ガイドライン」及び「間接取引における取り決め」「品質問題に関する取り決め」について編纂したものである。

その後、平成 19 年からスタートした第 5 次 TA プロジェクトから今日までの第 7 次 TA プロジェクトにおいて協議し取り決めた「OEM取引に係る業務条件」、「TA プロジェクト間接取引モデル契約(例)」、及び「SCM 統一伝票」を「取引ガイドライン第二版」に新たに織り込む必要性もあり、見直しを含め改訂作業を進める。

「経営トップ合同会議」委員名簿

(平成 22 年 10 月 28 日現在)

(敬称略：業種別アイウエオ順)

NO	役 職	氏 名	企業団体名	現 職
1	会 長	馬場 彰	繊維産業流通構造改革推進協議会	会長
2	座 長	大塚 隆平	住金物産 株式会社	顧問
3	委 員	伊藤 清一	アイトス株式会社	取締役社長
4	委 員	辻村 章夫	イトキン株式会社	取締役社長
5	委 員	萩平 勉	株式会社 オンワード樫山	常務執行役員 生産担当
6	委 員	大澤 道雄	オンワード商事株式会社	取締役社長
7	委 員	貝畑 雅二	カイトック株式会社	取締役社長
8	委 員	三宅 正彦	株式会社サンエー・インターナショナル	取締役会長
9	委 員	中瀬 雅通	株式会社三陽商会	取締役会長
10	委 員	出原 正貴	株式会社自重堂	取締役社長
11	委 員	辰野 克彦	辰野株式会社	取締役社長
12	委 員	森 茂則	CHOYA株式会社	取締役副社長
13	委 員	澤田 秀峰	ツカモトユーエス株式会社	取締役社長
14	委 員	原島 春樹	株式会社東京スタイル	専務取締役
15	委 員	泉 潔	株式会社 ナイガイ	取締役社長
16	委 員	中谷 善紀	中谷株式会社	取締役社長
17	委 員	外川 雄一	株式会社ボンマックス	取締役社長
18	委 員	黒瀬 秀雄	ミドリ安全株式会社	常務取締役 統括部長
19	委 員	北畑 稔	株式会社 レナウン	取締役社長
20	委 員	畑崎 重雄	株式会社ワールド	取締役会長
21	委 員	中堤 康之	株式会社 ワコール	常務執行役員 東日本販売統括部長
22	委 員	玉巻 裕章	伊藤忠商事株式会社	執行役員 繊維原料テキスタイル部門長
23	委 員	島田 康正	NI帝人商事 株式会社	常務取締役 衣料繊維部門長 兼衣料第二本部長
24	委 員	伊藤 道秀	住金物産 株式会社	繊維カンパニー 執行役員
25	委 員	市川 政彦	田村駒株式会社	取締役社長
26	委 員	内藤 征二	株式会社チクマ	常務取締役 兼東京支店長
27	委 員	竹中 慎一	蝶理株式会社	常務取締役
28	委 員	豊島 俊明	豊島株式会社	取締役社長

NO	役 職	氏 名	企業団体名	現 職
29	委 員	赤塚 昭喜	日新実業株式会社	取締役社長
30	委 員	矢部 勝久	丸紅株式会社	執行役員 ライフスタイル部門長
31	委 員	尾畑 守伸	三菱商事株式会社	繊維本部 繊維本部長
32	委 員	深澤 隆夫	丸和繊維工業株式会社	取締役社長
33	委 員	瀧 隆太	瀧定大阪 株式会社	取締役社長
34	委 員	滝 一夫	タキヒヨー株式会社	常務取締役 営業部門副統轄
35	委 員	森 克彦	モリリン株式会社	取締役社長
36	委 員	斧原 正明	清原株式会社	取締役社長
37	委 員	児島 康信	株式会社三景	取締役社長
38	委 員	島田 晋宏	島田商事株式会社	取締役副社長
39	委 員	橋本 侑司	テンタック株式会社	取締役会長
40	委 員	山中 章弘	ナクスス株式会社	取締役社長
41	委 員	石井 銀二郎	一村産業 株式会社	取締役社長
42	委 員	吉野 博明	クラレトレーディング株式会社	取締役社長
43	委 員	亀井 範雄	帝人ファイバー株式会社	取締役社長
44	委 員	香川 裕行	東洋紡績株式会社	取締役 常務執行役員 繊維事業本部長
45	委 員	橋本 和司	東レ株式会社	常務取締役
46	委 員	中島 幸介	中伝毛織株式会社	取締役社長
47	委 員	森 茂則	日清紡テキスタイル株式会社	取締役執行役員
48	委 員	栗原 信邦	日本毛織 株式会社	取締役 常務執行役員
49	委 員	池上 良一	三菱レイヨン・テキスタイル株式会社	取締役社長
50	委 員	奥村 潔	御幸毛織株式会社	取締役社長
51	委 員	東城 伸明	ユニチカトレーディング株式会社	取締役 東京支社長
52	委 員	中山 賢一	小松精練株式会社	取締役会長
53	委 員	松木 伸太郎	サカイオーベックス株式会社	取締役社長
54	委 員	高岡 幸郎	株式会社ソト一	取締役社長
55	委 員	八代 芳明	東海染工株式会社	取締役社長

NO	役 職	氏 名	企業団体名	現 職
56	委 員	勝木 幹也	株式会社伊勢丹	法人外商事業部 第五担当長 部長
57	委 員	栗原 武志	株式会社そごう・西武	法人外商部 品質・仕入管理部ユニフォーム担当 部長
58	委 員	小笠原 長克	株式会社大丸松坂屋百貨店	法人外商統括部 法人営業推進部長
59	委 員	長崎 和夫	株式会社三越	法人外商事業部 第四担当長 部長
60	委 員	山田 彦夫	イオンリテール株式会社	取締役 衣料商品本部長
61	委 員	幅野 則幸	株式会社イトーヨーカ堂	執行役員 衣料事業部長
62	委 員	吉野 明雄	合同会社西友	商品本部衣料品部 VPGMM
63	委 員	大澤 一利	株式会社ダイエー	衣料品商品本部長
64	委 員	加納 昭義	ユニー株式会社	取締役 執行役員 営業統括本部 衣料本部 本部長
65	委 員	佐藤 元彦	株式会社丸井グループ	常務取締役